

令和 7 年第 3 回

各務原市議会定例会議案

令和 7 年 9 月 2 日

目次

認第	1 号	令和 6 年度各務原市一般会計決算の認定について	1 頁
認第	2 号	令和 6 年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	2 頁
認第	3 号	令和 6 年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について	3 頁
認第	4 号	令和 6 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	4 頁
認第	5 号	令和 6 年度各務原市水道事業会計決算の認定について	5 頁
認第	6 号	令和 6 年度各務原市下水道事業会計決算の認定について	6 頁
議第	7 2 号	令和 7 年度各務原市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
議第	7 3 号	令和 7 年度各務原市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議第	7 4 号	令和 7 年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第	7 5 号	令和 7 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第	7 6 号	令和 7 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第	7 7 号	各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	7 頁
議第	7 8 号	各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	1 0 頁
議第	7 9 号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	1 3 頁
議第	8 0 号	各務原市監査委員条例の一部を改正する条例について	1 5 頁
議第	8 1 号	各務原市債権管理条例について	1 7 頁
議第	8 2 号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について	2 2 頁
議第	8 3 号	各務原市那加教育福祉複合センター条例について	2 4 頁
議第	8 4 号	各務原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	2 6 頁
議第	8 5 号	各務原市就労継続支援 B 型事業所条例について	2 8 頁

議第	86号	各務原市総合福祉会館条例等の一部を改正する条例について	33頁
議第	87号	各務原市火入れに関する条例の一部を改正する条例について	35頁
議第	88号	各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について	37頁
議第	89号	各務原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	39頁
議第	90号	各務原市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について	42頁
議第	91号	各務原市都市公園条例の一部を改正する条例について	44頁
議第	92号	各務原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	47頁
議第	93号	各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	49頁
議第	94号	各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	51頁
議第	95号	各務原市下水道条例の一部を改正する条例について	54頁
議第	96号	工事請負契約の締結について（産業文化センター非常用発電機更新工事）	58頁
議第	97号	事業契約の締結について（各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業）	60頁
議第	98号	都市公園を設置すべき区域の決定について（各務原スポーツ広場公園）	62頁
議第	99号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原スポーツ広場公園（公園予定区域を含む。））	64頁
議第	100号	令和6年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	66頁
議第	101号	市道路線の廃止について（市道蘇北465号線）	67頁
議第	102号	各務原市副市長の選任について	69頁
議第	103号	各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について	72頁
議第	104号	人権擁護委員候補者の推薦について	74頁

認第 1 号

令和 6 年度各務原市一般会計決算の認定について

令和 6 年度各務原市一般会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

認第2号

令和6年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和6年度各務原市国民健康保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和7年9月2日提出

各務原市長 浅 野 健 司

認第3号

令和6年度各務原市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和6年度各務原市介護保険事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和7年9月2日提出

各務原市長 浅 野 健 司

認第4号

令和6年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について

令和6年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和7年9月2日提出

各務原市長 浅野 健 司

認第5号

令和6年度各務原市水道事業会計決算の認定について

令和6年度各務原市水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和7年9月2日提出

各務原市長 浅 野 健 司

認第6号

令和6年度各務原市下水道事業会計決算の認定について

令和6年度各務原市下水道事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和7年9月2日提出

各務原市長 浅 野 健 司

議第 7 7 号

各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

部分休業制度の拡充に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

各務原市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１８条第１号中「育児短時間勤務又は」を削り、同条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第１９条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。

第１９条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第１９条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

- （１）１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- （２）第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第１９条の３ 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第１９条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- （１）非常勤職員以外の職員 ７７時間３０分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に、「同条例」を「給与条例」に改め、同条第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第21条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議第 7 8 号

各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等について定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項及び第2項中「及び第16条の3第1項」を「、第16条の3第1項及び第18条の2第2項」に改める。

第16条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第18条の3とする。

第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、各務原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）各務原市職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市の規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の

状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議第 7 9 号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化による住登外者宛名番号管理機能の実装に伴い、個人番号の独自利用事務を加える等のため、この条例を定めようとする。

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２条に次の２号を加える。

（７）住登外者 市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。

（８）住登外者宛名番号管理機能 住登外者を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番し、及び管理する機能をいう。

別表第１に次のように加える。

６ 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第２に次のように加える。

２５ 市長	法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第９条第１項に規定する準法定事務を含む。）又は別表第１の各項（６の項を除く。）の右欄に掲げる事務	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
２６ 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第９条第１項に規定する準法定事務を含む。）又は別表第１の各項（６の項を除く。）の右欄に掲げる事務において保有する情報であって規則で定めるもの

別表第３の２の項中	「 児童扶養手当関係情報 であって規則で定める もの 」	を	「 児童扶養手当関係情報 であって規則で定める もの 住登外者宛名情報であ って規則で定めるもの 」

に改める。

附 則

この条例は、令和７年１１月２５日から施行する。

議第 8 0 号

各務原市監査委員条例の一部を改正する条例について

各務原市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市監査委員条例の一部を改正する条例

各務原市監査委員条例（昭和 3 9 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議第 8 1 号

各務原市債権管理条例について

各務原市債権管理条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

市の債権の管理に関し必要な事項を定め、その適正な管理を確保し、もって公正かつ円滑な行財政運営を行うため、この条例を定めようとする。

各務原市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その適正な管理を確保し、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市長等 市長並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (3) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれらに基づく規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、法令並びに条例及び規則（第8条において「法令等」という。）の定めに従い、市の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を整備するものとする。ただし、市の債権の性質上特にその必要がないと認められるものについては、この限りでない。

(督促)

第6条 市長等は、市の債権について、納期限又は履行期限までに納付又は履行をしない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(延滞金)

第7条 市長等は、地方自治法第231条の3第2項に規定する歳入について督促をしたときは、延滞金を徴収する。

2 延滞金の額の計算については、地方税法及び各務原市税条例（昭和38年条例第41号）に規定する延滞金の例による。

3 市長等は、納期限までに第1項に規定する歳入を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(滞納処分等)

第8条 市長等は、強制徴収債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等の定めるところにより、これを行わなければならない。

(強制執行等)

第9条 市長等は、非強制徴収債権の強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置、徴収停止、履行期限の延長、免除等については、地方自治法第240条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2から第171条の7までに定めるところにより、これを行わなければならない。

(債権放棄)

第10条 市長等は、非強制徴収債権（消滅時効について時効の援用を要しない債権を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

- (1) 消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。
- (2) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている状態又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (3) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合、相続人が存在しない場合又は相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用及び当該非強制徴収債権に優先する債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定によ

り債務者がその責任を免れたとき、又は法人である債務者が同法第216条第1項若しくは第217条第1項の規定による破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。

(5) 地方自治法施行令第171条の2の規定による強制執行等又は同令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとってもなお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。

(6) 地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においてもなお履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。

2 市長は、市長等が前項の規定による放棄をしたときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(各務原市使用料等滞納処分等に関する条例の廃止)

第2条 各務原市使用料等滞納処分等に関する条例（昭和38年条例第42号。次条において「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 第7条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する歳入に係る延滞金について適用し、同日前に納期限が到来した歳入に係る延滞金については、旧条例の例による。

2 この条例の施行の日前に納期限が到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、旧条例の例による。

(各務原市水道事業給水条例の一部改正)

第4条 各務原市水道事業給水条例（平成10年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第30条の2を削る。

(各務原市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第5条 各務原市土地改良事業分担金徴収条例（平成13年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(滞納処分等)

第8条 市長は、各務原市債権管理条例（令和7年条例第 号）第7条の規定により、分担金に係る延滞金を徴収し、並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定により、分担金及び分担金に係る延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例の一部改正)

第6条 各務原市岐阜中流用水使用料徴収条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(滞納処分等)

第9条 市長は、各務原市債権管理条例（令和7年条例第 号）第7条の規定により、使用料に係る延滞金を徴収し、並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定により、使用料及び使用料に係る延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

議第 8 2 号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

督促手数料を廃止するため、この条例を定めようとする。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(各務原市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 各務原市国民健康保険条例（昭和38年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(各務原市税条例の一部改正)

第2条 各務原市税条例（昭和38年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を削り、同条第2号中「督促手数料、」を削り、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第10条を削り、第1章第2節中第9条の2を第10条とする。

(各務原市介護保険条例の一部改正)

第3条 各務原市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

(各務原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 各務原市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に納期限が到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

議第 8 3 号

各務原市那加教育福祉複合センター条例について

各務原市那加教育福祉複合センター条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

那加教育福祉複合センターの設置に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市那加教育福祉複合センター条例

(設置)

第1条 市民の教育及び福祉の総合的な推進を図るため、市に那加教育福祉複合センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 那加教育福祉複合センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
各務原市那加教育福祉複合センター	各務原市那加雲雀町1番地

(施設)

第3条 那加教育福祉複合センターに、各務原市就労継続支援B型事業所を置き、その管理等については、各務原市就労継続支援B型事業所条例（令和7年条例第号）の定めるところによる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 8 4 号

各務原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

災害弔慰金等支給審査委員会を常設とするため、この条例を定めようとする。

各務原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

各務原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「の設置」を削り、同条第2項中「委員会の委員は」を「委員会は、委員5人以内をもって組織し」に改め、「必要の都度」を削り、同条第3項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に各務原市災害弔慰金等支給審査委員会の委員である者の任期は、改正後の第16条第3項の規定にかかわらず、令和9年9月30日までとする。

議第 85 号

各務原市就労継続支援 B 型事業所条例について

各務原市就労継続支援 B 型事業所条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

就労継続支援 B 型事業所の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市就労継続支援B型事業所条例

(設置)

第1条 障がい者の就労を支援し、社会参加の促進を図るため、市に就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
各務原市就労継続支援B型事業所	各務原市那加雲雀町1番地

(事業)

第3条 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する就労継続支援に係る事業及び障がい者支援のために必要とする事業を行う。

(休所日)

第4条 事業所の休所日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(開所時間)

第5条 事業所の開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開所時間を臨時に変更することができる。

(対象者)

第6条 事業所を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第22条第8項に規定する受給者証の交付を受けた者で、第3条の事業に係るもの
- (2) その他市長が事業所を使用することが適当と認めた者

(使用の承認)

第7条 事業所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認（以下「使用承認」という。）をしないものとする。

（１）事業所の管理及び運営に支障があると認めるとき。

（２）その他事業所の使用が不適當であると認めるとき。

（使用承認の取消し等）

第8条 市長は、使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、又は事業所の使用を制限することができる。

（１）偽りその他不正な行為により使用承認を受けたとき。

（２）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（３）その他当該使用者の使用につき事業所の管理及び運営に支障があると市長が認めたとき。

2 前項の規定により、使用者が受けた損害については、市は、その賠償の責めを負わない。

（費用の負担）

第9条 使用者は、次に掲げる費用を負担し、納めなければならない。

（１）法第29条第3項第2号に規定する額

（２）食事の提供に要する費用として実費相当額の範囲内で市長が定める額

（費用の還付）

第10条 前条の規定により納められた費用は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（損害の賠償）

第11条 使用者は、建物又は附属設備等を損傷させ、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第7条の規定による使用承認に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(各務原市総合福祉会館条例の一部改正)

- 3 各務原市総合福祉会館条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条第1項ただし書中「虹の家及び」及び「（以下「虹の家等」という。）」を削る。

第6条第1項第3号中「虹の家等」を「各務原市保健相談センター」に改める。

第7条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第8条第3項中「虹の家等」を「各務原市保健相談センター」に改める。

第11条第2項を削る。

第18条第5項中「第11条第1項」を「第11条」に改める。

(各務原市総合福祉会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日前に虹の家を使用した者に係る前項の規定による改正前の各務原市総合福祉会館条例第11条第2項の規定により納めるべき額については、なお従前の例による。

(各務原市川島健康福祉センター条例の一部改正)

- 5 各務原市川島健康福祉センター条例（平成16年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（事業）」を付し、同条中「福祉センターは」を「各務原市川島健康福祉センター（以下「センター」という。）は」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第7条第1項を次のように改める。

センターの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条の見出し中「許可等」を「許可」に改め、同条第1項及び第3項中「福祉センター」を「センター」に改め、同条第4項を削る。

第10条各号列記以外の部分、第4号及び第6号中「福祉センター」を「センター」に改める。

第12条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「福祉センター」を「センター」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第17条第1号並びに第18条第1項及び第2項中「福祉センター」を「センター」に改める。

第20条中「第9条第1項、第2項及び第3項、第10条並びに第11条の」を「第9条から第11条までの」に、「福祉センター」を「センター」に、「第9条第1項、第2項及び第3項、第10条並びに第11条中」を「第9条から第11条までの規定中」に改める。

（各務原市川島健康福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例の施行の日前に友愛の家を使用した者に係る前項の規定による改正前の各務原市川島健康福祉センター条例第12条第2項の規定により納めるべき額については、なお従前の例による。

議第 8 6 号

各務原市総合福祉会館条例等の一部を改正する条例について

各務原市総合福祉会館条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市総合福祉会館条例等の一部を改正する条例

(各務原市総合福祉会館条例の一部改正)

第1条 各務原市総合福祉会館条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

(各務原市川島健康福祉センター条例の一部改正)

第2条 各務原市川島健康福祉センター条例（平成16年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

(各務原市福祉の里条例の一部改正)

第3条 各務原市福祉の里条例（平成19年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号ア中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第8条第4号ア中「第5条第22項」を「第5条第23項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議第 8 7 号

各務原市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

各務原市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

火入れの中止に係る規定を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市火入れに関する条例の一部を改正する条例

各務原市火入れに関する条例（昭和59年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表された場合」に改め、同条第2項中「又は強風注意報、異常乾燥注意報」を「、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 88 号

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

利用料を私債権として整理し直すため、この条例を定めようとする。

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成２８年条例第４６号）
の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「、事業に必要な費用に充てるため」及び「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２４条の規定により」を削る。

附 則

- １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第９条第１項の規定は、この条例の施行の日以後の放課後児童健全育成事業の利用に係る利用料について適用し、同日前の放課後児童健全育成事業の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

議第 89 号

各務原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

各務原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

道路占用料に係る延滞金について定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

各務原市道路占用料徴収条例（昭和５７年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第３９条第２項」の次に「及び第７３条第２項」を、「徴収方法」の次に「並びに占用料に係る延滞金（以下「延滞金」という。）」を加える。

第６条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（延滞金）

第６条 市長は、法第７３条第１項の規定により占用料について督促をしたときは、延滞金を徴収する。

２ 延滞金の額は、納付すべき期限の翌日から占用料の納付の日までの日数に応じ、占用料の額に年１４．５パーセント（当該期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．２５パーセント）の割合を乗じて計算した額とする。この場合において、占用料の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる占用料の額は、その納付のあった占用料の額を控除した額による。

３ 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる占用料の額に１，０００円未満の端数があるとき、又はその占用料の全額が２，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

４ 延滞金の確定金額に１００円未満の端数があるとき、又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

５ 市長は、納付すべき期限までに占用料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

附則に次の１項を加える。

（延滞金の割合の特例）

４ 当分の間、第６条第２項に規定する延滞金の年１４．５パーセントの割合及び年７．２５パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．２５パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年１４．５パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年７．２５パーセントの割合を加算した割合とし、年７．２５パ

一セントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき期限が到来する占用料について適用し、同日前に納付すべき期限が到来した占用料については、なお従前の例による。

議第 9 0 号

各務原市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

各務原市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

流水占用料等に係る延滞金について定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

各務原市流水占用料等徴収条例（平成１６年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第３２条第１項」の次に「及び第７４条第５項」を、「流水占用料等」という。）の次に「並びに流水占用料等に係る延滞金（以下「延滞金」という。）」を加える。

第８条を第９条とする。

第７条に次の１項を加え、同条を第８条とする。

- ２ 市長は、納入期限までに流水占用料等を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

第６条の次に次の１条を加える。

（延滞金）

第７条 市長は、法第１００条第１項において準用される法第７４条第１項の規定により流水占用料等について督促をしたときは、延滞金を徴収する。

- ２ 法第１００条第１項において準用される法第７４条第５項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる流水占用料等の額に１，０００円未満の端数があるとき、又はその流水占用料等の全額が２，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- ３ 延滞金の確定金額に１００円未満の端数があるとき、又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附 則

- １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の各務原市流水占用料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に納入期限が到来する流水占用料等について適用し、同日前に納入期限が到来した流水占用料等については、なお従前の例による。

議第 9 1 号

各務原市都市公園条例の一部を改正する条例について

各務原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

都市公園の管理を指定管理者に行わせるため、この条例を定めようとする。

各務原市都市公園条例の一部を改正する条例

各務原市都市公園条例（昭和49年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「使用させるもの」の次に「（以下「有料公園施設」という。）」を加える。

第6条の2第1項中「（市の管理する公園施設であつて有料で使用させるもの（別に定めがあるものを除く。）をいう。以下同じ。）は」を「は、別に定めるもののほか」に改め、同条第2項中「有料公園施設」を「前項の表に規定する有料公園施設」に改め、同条第3項中「有料公園施設」を「第1項の表に規定する有料公園施設」に改める。

第17条の2中「含む」の次に「。次項及び第3項において同じ」を加え、同条に次の3項を加える。

2 第17条の2の規定により指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合において、指定管理者が必要があると認めるときは、第3条第4項第3号に該当するかどうかについて、各務原警察署長の意見を聴くよう市長に求めることができる。

3 市長は、前項の規定による求めがあつたときは、第3条第4項第3号に該当するかどうかについて、各務原警察署長の意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項及び前項の規定により各務原警察署長から聴取した意見の内容を指定管理者に通知するものとする。

第17条の2を第17条の6とし、第17条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第17条の2 都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第17条の3 前条の規定により、指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1）都市公園の維持管理に関すること。
- （2）第3条第1項及び第3項の許可に関すること。
- （3）第6条の規定による利用の禁止又は制限に関すること。
- （4）公園施設の使用の許可に関すること。
- （5）その他都市公園の管理に関して市長が必要と認める業務

(利用料金)

第17条の4 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に第3条第1項又は第3項の許可に係る料金及び有料公園施設の利用に係る料金（以下これらを「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設の使用の許可を受けた者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表3及び4に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

4 指定管理者は、別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

5 第9条の規定は、第2項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

(指定管理者に関する読替え)

第17条の5 第17条の2の規定により指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合における第3条、第6条、第6条の2、第11条及び第20条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第18条中「公園予定区域」の次に「及び予定公園施設」を加える。

第20条第1号中「第3項」の次に「（第18条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加え、「同条第1項各号」を「第3条第1項各号」に改め、同条第2号中「第5条」の次に「（第18条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条各号」を「第5条各号」に改め、同条第3号中「第2項」の次に「（第18条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加える。

別表4中「有料公園施設」を「第6条の2第1項の表に規定する有料公園施設」に改め、同表備考第4項中「場合又は」の次に「第6条の2第1項の表に規定する」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 9 2 号

各務原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について

各務原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

水道事業の変更に伴い、給水人口を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
各務原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第32号）
の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「14万9,900人」を「14万2,000人」に改め、
同項第3号中「6万8,400立方メートル」を「5万2,000立方メートル」に
改め、同条第3項第2号中「14万2,400人」を「12万8,800人」に改め、
同項第4号中「7万5,248立方メートル」を「6万6,199立方メートル」に
改める。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議第 9 3 号

各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

企業職員の部分休業制度の拡充に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第33号）
の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「1日の勤務時間の」の次に「全部又は」を、「範囲内」の次に
「又は1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議第 9 4 号

各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第1条 各務原市水道事業給水条例（平成10年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定工事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第6条第2項中「指定工事業者」の次に「（前項ただし書の規定により給水装置工事を施行する者を含む。次条第2項、第8条第2項及び第32条第2項において同じ。）」を加える。

第14条第1項第1号及び第3項第3号中「第24条第3項」を「第24条第4項」に改める。

第24条第1項中「となる期間」の次に「（以下この条において「算定基準期間」という。）」を加え、「を開始し、又は使用中止をした場合」を「の開始又は使用中止があった場合及び給水が停止され、又は給水の停止が解除された場合」に、「使用の期間」を「算定基準期間」に改め、同条第2項中「料金の算定の基準となる期間」を「算定基準期間」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 算定基準期間（水道の使用の開始の日前の期間又は使用中止の日後の期間が含まれる場合は、これらの期間を除く。）の全期間にわたり給水が停止されていた場合は、当該算定基準期間については、料金を徴収しない。

第2条 各務原市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「の届出」を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 給水契約は、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その効力を失う。

（1）水道の利用者が転居、移転等をしており、かつ、前項の規定による届出を怠っていることが明らかな場合であって、当該水道の使用継続の意思を確認することが著しく困難であるとき。

（2）水道の利用者が死亡した場合であって、相続人のあることが明らかでないとき。

き。

- 3 市長は、水道が使用中止（前項の規定による給水契約の失効を含む。第24条第1項及び第3項並びに第34条第3項第3号において同じ。）の状態となったときは、閉栓（給水装置を通水しない状態にすることをいう。）を行うものとする。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

第17条第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（変更の届出）

第17条の2 水道の利用者は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 給水装置の所有者に変更があったときは、当該変更後の給水装置の所有者は、速やかに市長に届け出なければならない。

第27条第1項第5号ア中「第17条第2項」を「第17条第3項」に改め、「届出により」を削る。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は令和8年1月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の各務原市水道事業給水条例第27条第1項（第5号アに係る部分に限る。）の規定は、第2条の規定の施行の日以後に閉栓が行われる給水装置の開栓に係る手数料について適用し、同日前に閉栓が行われた給水装置の開栓に係る手数料については、なお従前の例による。

議第 9 5 号

各務原市下水道条例の一部を改正する条例について

各務原市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

公共下水道の使用料の額を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市下水道条例の一部を改正する条例

各務原市下水道条例（平成２年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第８条中「（規程で定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次に掲げる工事を除き」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

（１）規程で定める軽微な工事

（２）除害施設の工事

（３）災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は下水道事業の管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該指定を受けた者が行う工事

第１６条の見出し中「の届出」を削り、同条に次の１項を加える。

２ 市長は、公共下水道の使用の開始、休止、廃止又は再開の日その他の使用者等が前項の規定により届け出るべき事項について、その届出がないとき、又はその内容が事実と異なると認めるときは、職権により当該事項の認定をすることができる。

第２０条第１項を次のように改める。

使用料の算定の基準となる期間（以下この条において「算定基準期間」という。）の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合及び算定基準期間のうちに水道水が供給されていなかった期間（水道水以外の水により公共下水道を使用していた期間を除く。）がある場合における当該算定基準期間の使用料は、次に掲げるところにより算定した額に消費税等相当額を加えた額とする。この場合において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（１）基本使用料については、次に掲げる区分に応じ次に定める使用月分として算定した額

ア 使用日数が１５日以下の場合 ０．５使用月分

イ 使用日数が１６日以上３０日以下の場合 １使用月分

ウ 使用日数が３１日以上４５日以下の場合 １．５使用月分

エ 使用日数が４６日以上の場合 ２使用月分

（２）従量使用料については、使用日数が３０日以下の場合にあつては１使用月分として、３１日以上の場合にあつては２使用月分として算定した額

第２０条第２項中「とする」を「とすることができる」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、算定基準期間（公共下水道の使用の開始若しくは再開の日前の期間又は休止若しくは廃止の日後の期間が含まれる場合は、これらの期間を除く。）の全期間にわたり水道水が供給されていなかった場合（水道水以外の水により公共下水道を使用していた期間がある場合を除く。）は、当該算定基準期間については、使用料を徴収しない。

第28条第5号中「又は第16条の規定による」を「の規定による届出又は第16条第1項の規定による使用の開始若しくは再開の」に改め、同条第8号中「第16条」を「第16条第1項」に改める。

別表中

「

275円	10立方メートルまでの分	90円
	10立方メートルを超え25立方メートルまでの分	150円
	25立方メートルを超え50立方メートルまでの分	170円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円
	100立方メートルを超える分	200円

を

「

301円	10立方メートルまでの分	98円
	10立方メートルを超え25立方メートルまでの分	164円
	25立方メートルを超え50立方メートルまでの分	187円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	204円
	100立方メートルを超える分	221円

に改め

」

る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条、第16条、第20条及び第28条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の一般用の公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）について適用し、施行日前の使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用料の算定の基準となる公共下水道の使用の期間（以下この項において「算定期間」という。）に施行日前の期間と施行日以後の期

間がいずれも含まれる場合における使用料の額は、次に掲げる額を合算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- （1）改正前の各務原市下水道条例の規定を適用して算定した使用料の額から消費税等相当額を控除して得た額に、当該算定期間に含まれる施行日前の期間の日数を当該算定期間の日数で除して得た数を乗じて得た額
- （2）改正後の各務原市下水道条例の規定を適用して算定した使用料の額から消費税等相当額を控除して得た額に、当該算定期間に含まれる施行日以後の期間の日数を当該算定期間の日数で除して得た数を乗じて得た額

議第 9 6 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 産業文化センター非常用発電機更新工事 |
| 2 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 1 6 5, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 各務原市那加信長町 1 丁目 8 5 番地
中央電気工事株式会社 岐阜営業所
所長 黒 田 浩 |



 施工箇所

議第 9 7 号

事業契約の締結について

次のとおり事業契約を締結するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業 |
| 2 | 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 1 5, 9 0 0, 7 4 4, 7 9 6 円に物価変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額 |
| 4 | 契約の期間 | 契約締結日から令和 3 1 年 3 月 3 1 日まで |
| 5 | 契約の相手方 | 各務原市蘇原持田町 3 丁目 5 0 番地 1
かかみがはらパートナーズ株式会社
代表取締役 遠 山 升 貴 |



議第 9 8 号

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園を設置すべき区域を次のとおり決定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 都市公園の名称

各務原スポーツ広場公園

2 都市公園を設置すべき区域

各務原市各務山の前町 1 丁目及び 2 丁目地内（別図のとおり）

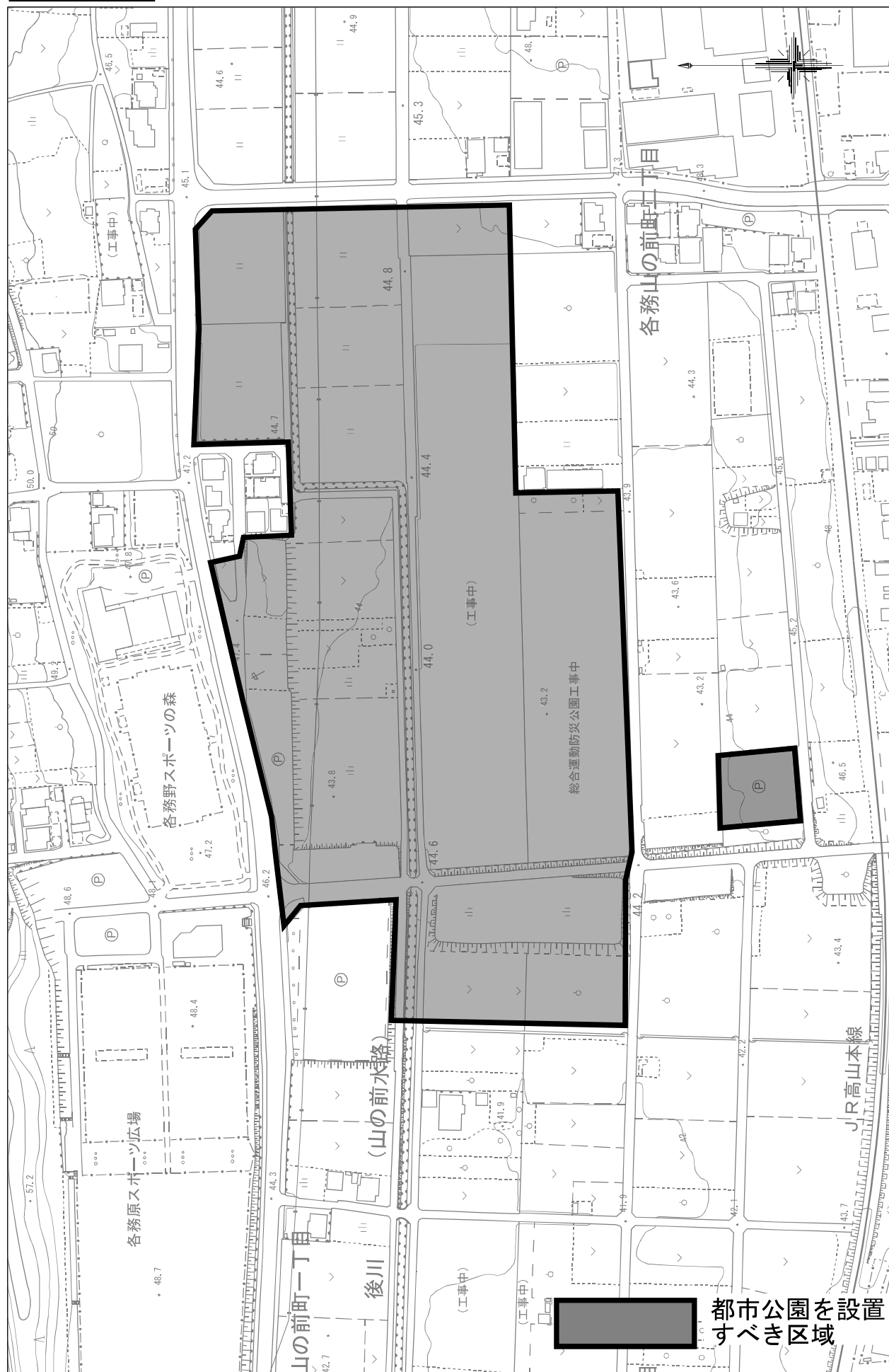
3 都市公園の面積

約 6 5, 1 9 4 平方メートル

別図

位置図

1 : 2500



議第 99 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

各務原スポーツ広場公園（公園予定区域を含む。）

2 指定管理者となる団体の名称

各務原市蘇原持田町 3 丁目 50 番地 1

かかみがはらパートナーズ株式会社

代表取締役 遠 山 升 貴

3 指定の期間

令和 11 年 4 月 1 日から令和 31 年 3 月 31 日まで。ただし、別図で定める区域にあっては、令和 10 年 2 月 1 日から令和 31 年 3 月 31 日まで



議第 1 0 0 号

令和 6 年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度各務原市水道事業会計未処分利益剰余金 9 2 6 , 0 7 5 , 1 3 8 円のうち、4 6 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円を資本金に組み入れ、9 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

議第 1 0 1 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

道路の用に供されていない市道を廃止しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 蘇北 4 6 5 号線	各務原市蘇原寺島町 2 丁目 6 番 1 地先から	
	各務原市蘇原寺島町 2 丁目 6 番 1 地先まで	



議第 1 0 2 号

各務原市副市長の選任について

各務原市副市長に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 長野県伊那市西町※※※※※※※※※

氏 名 田 中 登

生年月日 昭和 4 1 年※※月※※日

提案理由

各務原市副市長に田中登氏を選任しようとする。

議第 1 0 3 号

各務原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

各務原市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市那加信長町※※※※※※※※

氏 名 永 井 孝 幸

生年月日 昭和 3 9 年※※月※※日

提案理由

各務原市固定資産評価審査委員会委員永井孝幸氏の任期が 9 月 3 0 日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。

議第 1 0 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市蘇原緑町※※※※※※※※※

氏 名 平 光 智 恵

生年月日 昭和 3 7 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員平光智恵氏の任期が 1 2 月 3 1 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

